

# 長野工業高等専門学校ネーミングライツ事業募集要項

## 1. ネーミングライツ事業の趣旨

長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、本校の教育研究環境の向上及び施設等の有効活用に資する取り組みとして、長野工業高等専門学校ネーミングライツ事業規則(以下「規則」という。)に基づき、対象施設への命名権(ネーミングライツ)付与事業を実施します。

本校の施設等への命名権を付与された法人等を「ネーミングライツパートナー」と呼びます。ネーミングライツパートナーは、本校の対象施設に、企業名、商標名等の愛称(以下「愛称」という。)を付与する権利を有し、対象施設の指定場所に愛称のサイン、看板等(以下「サイン等」という。)を設置することができます。

## 2. ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには、次の特典があります。なお、下記の権利を第三者に譲渡、転貸することはありません。

- ① ネーミングライツパートナーは、対象施設にサイン等を設置できます。  
詳細は、「6.サイン等について」をご参照ください。なお、サイン等の内容(デザインや大きさ等)、設置場所及び設置方法については、本校と協議が必要です。
- ② 本校の公式 Web サイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツパートナーは、本校のネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他、希望される事項等があれば応募時に相談することができます。

## 3. 期間

ネーミングライツの付与期間は、契約日から2年間とします。ただし、対象施設へのサイン等設置可能期間は、本校学事暦における夏季休業期間開始日の前日とします。

(例) 契約日が令和8年9月28日の場合

ネーミングライツパートナー期間：令和8年9月28日～令和10年9月27日

愛称使用期間：令和8年9月28日～令和10年9月27日

サイン等設置可能期間：令和8年9月28日～令和10年度夏季休業期間開始日の前日

※ サイン設置可能期間後は猶予期間内（約2週間）に原状回復

## 4. 対象施設

今回、募集を行う施設は、以下のとおりです。

- ・図書館（建物1階部分）
- ・学校食堂（福利施設棟1階）

施設の場所は、本校 Web ページのキャンパスマップをご覧ください。

【キャンパスマップ掲載ページ】 <https://www.nagano-nct.ac.jp/access>

## 5. 愛称付与の条件及び注意事項

- ① 使用できない愛称については、規則第6条を参照してください。
- ② 愛称は本校で審議の上、決定します。この時、提案のあった愛称の変更を求める場合があります。
- ③ 混乱を避けるため、契約期間中（延長が認められた場合、その期間も含む）の愛称の変更はできません。

## 6. サイン等について

サイン等設置の要件は、次のとおりです。

- ① サイン等を設置できる場所は、別紙「サイン等設置可能場所」のとおりとします。
- ② 背景や周辺環境に配慮した、建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
- ③ 安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう、確実に固定等を行うこととします。
- ④ 試験等を行う際には、一時的にサイン等を隠すことがあります。

## 7. 応募資格

規則第5条第1項を参照してください。

## 8. 応募

令和8年6月4日（木）～7月3日（金）に下記の提出書類を総務課総務企画係へご提出ください。

### 【提出書類】

- ① ネーミングライツ事業申込書
- ② 事業者等の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 事業者等の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類
- ⑧ 本校との関係性（共同研究、学生支援、相互交流など）を記載した書類（様式任意）
- ⑨ 独自提案（ネーミングライツ料、サイン等の設置以外）がある場合、その内容を記載した書類（様式任意）

※ 複数の施設に応募する際は、優先順位を明らかにした上で、①ネーミングライツ事業申込書を提出してください。

※ 募集期間内に応募がない場合は、募集期間後も随時応募を受け付けるものとします。

## 9. ネーミングライツ料

対象施設のネーミングライツ料に係る本校の希望金額は以下のとおりです。応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

施設	希望額(年額・税抜)
図書館	2,000,000 円
学校食堂	2,000,000 円

※金額は消費税別

## 10. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに、ネーミングライツ事業選定委員会において、応募資格、応募の趣旨、愛称、ネーミングライツ料、経営状況等を総合的に審査します。なお、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

審査項目		要件、評価内容等
資格要件	資格	・ 応募資格を満たしているか。 ・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・ 経営基盤が安定しているか。等
	愛称	・ 要件を満たしているか。
評価項目	愛称	・ 本校構成員及び地域住民等に受け入れられるか(親しみやすさ等)。 ・ 施設のイメージを損なう恐れがないか。等
	サイン等のデザイン	・ 本校構成員及び地域住民等に受け入れられるか(親しみやすさ等)。 ・ 施設のイメージを損なう恐れがないか。等
	ネーミングライツ料	・ 「9.ネーミングライツ料」を参照。 ・ 財源確保への貢献度を評価。
	本校との関係性	・ 本校の教育研究活動への関わり。
	独自提案	・ 什器等の寄附など独自の提案があれば、評価の要素とする。
判定	資格要件及び評価項目に基づき審査し、総合的に判断する。	

## 11. 契約の締結・更新

本校は、ネーミングライツパートナーとして決定した事業者等と契約を締結します。なお、ネーミングライツパートナーは、本校と協議の上、原則1回に限り、当初募集期間を限度として、契約の更新を行うことができます。

## 12. 愛称の表示、原状回復等に伴う費用負担

サイン等の設置、変更、維持管理にかかる一切の経費及び契約満了(サイン等設置可能期間後)又はネーミングライツ取消し後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。(ネーミングライツ料とは別に負担願います。)

## 13. 契約の解除

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツの継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができます。この場合、本校と協議の上、ネーミングライツパートナーは本校に対して違約金をお支払いいただきます。なお、規則第16条に該当した場合は、契約を解除するものとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は返還しません。

## 14. 第三者に対する損害賠償責任

ネーミングライツパートナーは、愛称やサイン等に関する苦情の申立て及び損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決することとします。

## 15. 透明性及び公平性の確保

ネーミングライツ事業の実施に当たっては、本校及びネーミングライツパートナーは便宜供与や利益供与、利益相反等とみなされる行為がないように、事業期間中及び事業満了後も透明性及び公平性の確保に努めるものとします。

## 16. 問合せ先

長野工業高等専門学校総務課総務企画係

〒381-8550

Tel : 026-295-7126

FAX : 026-295-4950

Email : [shomu@nagano-nct.ac.jp](mailto:shomu@nagano-nct.ac.jp)

# 別紙「サイン等設置可能場所」

図書館



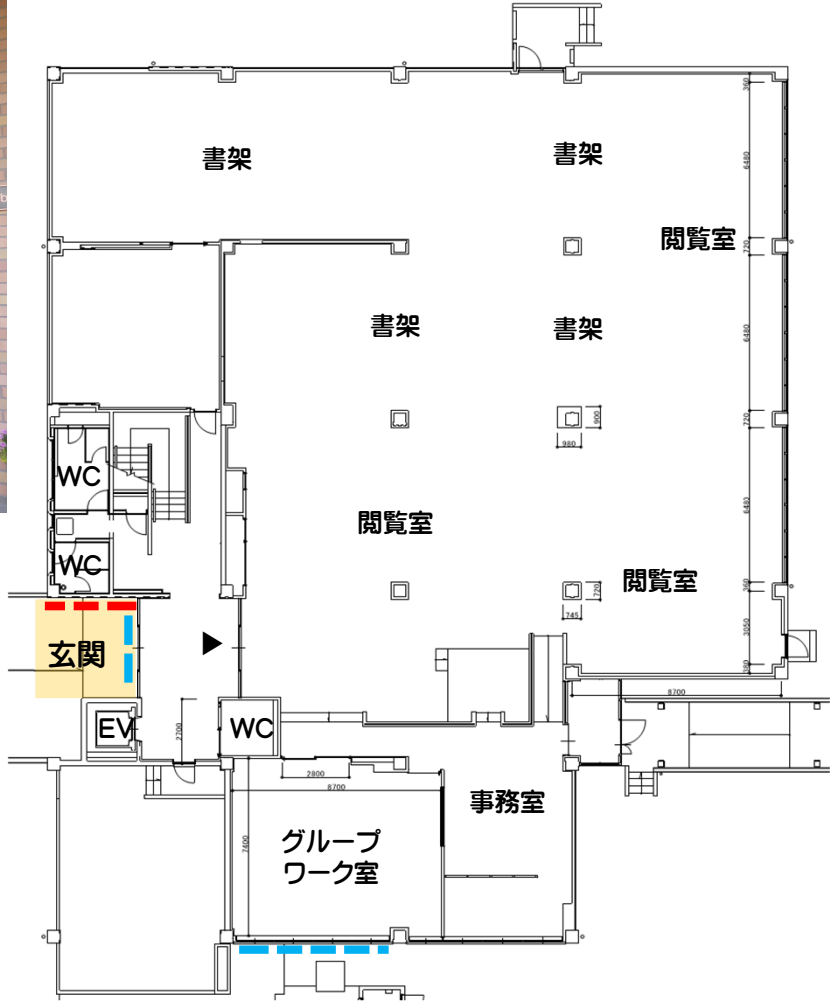
建物玄関 (玄関北側壁面・出入口上部)



建物玄関 (出入口上部)



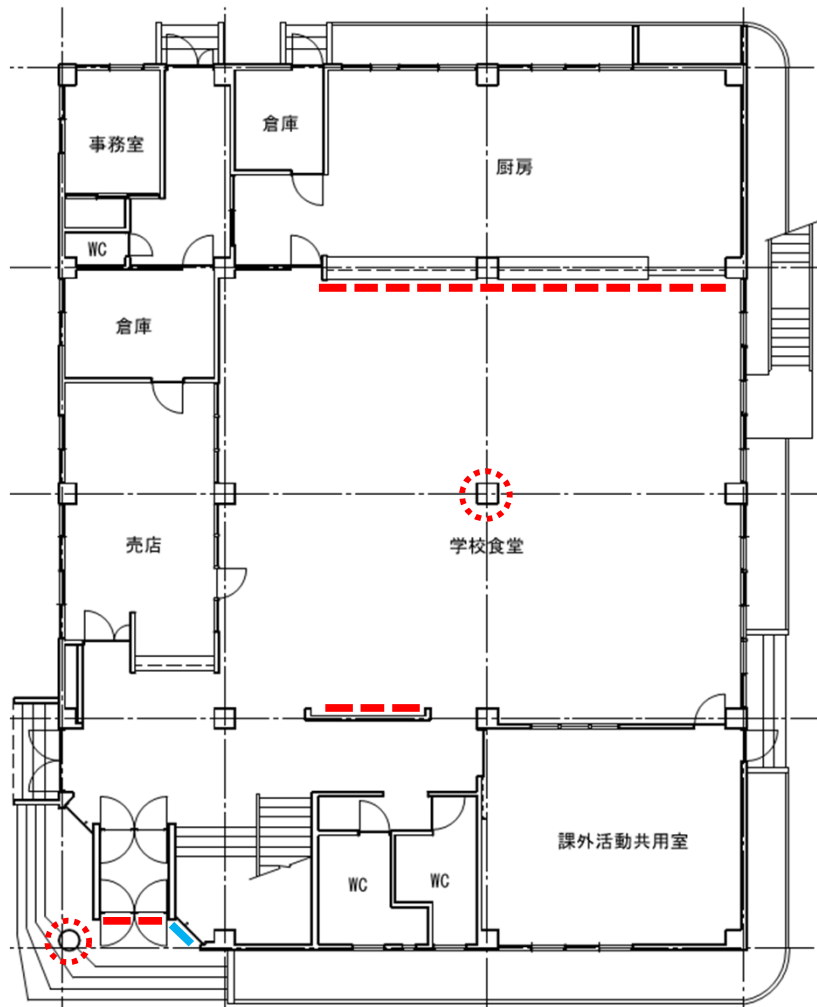
屋外 南側 (グループワーク室南側窓)



# 学校食堂



建物玄関(出入口上部・窓・柱)



手洗い上部(食堂南側)



提供台上部(食堂北側)・柱(食堂中央)



提供台上部(食堂北側)